

事務事業名		児童扶養手当給付事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業																									
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 不明 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																									
	施策名	08 子ども・子育て支援の充実																											
	基本事業名	02 子ども子育て支援環境の充実																											
根拠法令		児童扶養手当法		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 03 02 03 13 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(1～4以外)																									
所属	部課名	生活福祉部子ども課																											
	課長名	下田牧子																											
	係名	子ども福祉係	電話 27-3111																										
	担当者	及川悠輔	内線 195																										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 両親の離婚、死亡等により、ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を支援するため、一定の所得の範囲内で児童扶養手当を支給するもの。 なお、平成22年8月に父子家庭も対象となり、また、平成24年8月には、配偶者からの暴力(DV)被害者が対象となっている。さらに、平成26年12月に公的年金との併給制限が見直され、公的年金等の額が児童扶養手当の額を下回るときは、その差額分の児童扶養手当を受給できることになっている。 主な業務は、次のとおり。 ・認定請求の受付及び審査、手当支給 ・対象者への周知等																													
全体計画(※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)		0
総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金																											
		都道府県支出金																											
		地方債																											
		その他																											
		一般財源																											
	事業費計(A)	0																											
	人件費	正規職員従事人数																											
延べ業務時間																													
人件費計(B)		0																											
トータルコスト(A)+(B)		0																											

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		
① 手段(主な活動)		
前年度実績(前年度に行った主な活動)		
各種申請の受付・審査 手当の支給		
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		
各種申請の受付・審査 手当の支給		
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		
両親の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭等。		
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		
ひとり親家庭等の子育てにおける経済的負担の軽減を図る。		
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		
子育ての負担が軽減される。		
⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		
名称		単位
ア	受給者数	人
イ		
ウ		
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)		
名称		単位
カ	受給資格者数	人
キ		
ク		
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)		
名称		単位
サ	手当支給額	千円
シ		
ス		

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費	財源内訳	単位						
			千円	54,514	53,895	52,502	54,000	54,000	54,000
			千円						
			千円						
			千円						
			千円	109,028	107,790	105,006	108,000	108,000	108,000
	人件費		千円	163,542	161,685	157,508	162,000	162,000	162,000
			人	1	1	1	1	1	1
			時間	220	220	210	200	200	200
			千円	880	880	840	800	800	800
トータルコスト(A)+(B)			千円	164,422	162,565	158,348	162,800	162,800	162,800
⑤活動指標		ア	人	363	332	322	340	340	340
		イ							
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	461	413	383	420	420	420
		キ							
		ク							
⑦成果指標		サ	千円	163,542	161,685	157,508	162,000	162,000	162,000
		シ							
		ス							

事務事業ID	0144	事務事業名	児童扶養手当給付事業
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
母子家庭等の経済的負担の軽減に対処するため、昭和36年に児童扶養手当法その他関係政令が整備されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
少子化に伴い児童を監護する世帯が年々減少しており、受給資格者数も減少傾向にある。
平成22年8月に父子家庭が、また、平成24年8月に配偶者からのDV被害者が対象となった。平成26年12月に公的年金との併給制限が見直され、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回るときは、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。
平成27年度に担当課を地域福祉課から子ども課へ移行する。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 経済的負担が軽減され、養育者が安心して子育てをできる環境整備に貢献していることから、結びついていると言える。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 国の制度により、市町村が事業を行うこととされている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 制度上、対象者が定められており、適正に運用されている。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 全ての対象者が受給できるように事業を行っており、成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 国の制度により実施されているため、廃止・休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 法令により受給期間5年経過後は手当額を減額することになっているが、本人からの申請により減額適用の除外ができるため、削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ひとり親家庭等のプライバシーに立ち入る業務内容であり、正職員で対応する必要がある。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 法令により公正に手当を支給する事業であり、受益者負担を求めることはできない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性 ① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	(2) 改革・改善による期待成果 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 特になし。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		●	×																		
	低下		×	×																		

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 ① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容 母子家庭等の経済的な支援の根幹をなす制度で、法令に基づいた給付を行っており、今後も継続して事業を実施する必要がある。
---	---